

生活衛生関係営業をめぐる 課題と税制

生活衛生関係営業について

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の維持向上を図ることが必要

消費者(利用者)

サービス提供

生活衛生関係業者(17業種)

- | | | | | | |
|-------|-------|---------|--------|---------|----------|
| ・すし | ・社交 | ・喫茶店営業 | ・冰雪販売業 | ・興行場営業 | ・公衆浴場業 |
| ・めん類 | ・料理 | ・食鳥肉販売業 | ・理容業 | ・旅館業 | ・クリーニング業 |
| ・中華料理 | ・一般飲食 | ・食肉販売業 | ・美容業 | ・簡易宿所営業 | |

指導・支援

生衛連合会
生衛組合

・振興(自主的取り組み)

(公財)全国生活衛生
営業指導センター

(公財)都道府県生活衛生
営業指導センター

・経営の健全化
・衛生水準の維持向上

保健所等
[行政]

・衛生規制

※生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資・税制の支援策を通じて業界を振興

生活衛生関係営業の現状

- **114万事業所, 660万従業者数**
- **1事業所あたりの従業者数5.8人, 5人未満の事業所数は全体の79%**

	事業所数	従業者数(人)	1事業所あたりの従業者数(人)	5人未満の事業所数	5人未満の事業所数割合
生活衛生関係営業	1,142,610	6,601,265	5.8	901,409	78.9%
理容業	111,950	234,127	2.1	108,898	97.3%
美容業	176,157	482,191	2.7	158,471	90.0%
洗濯業	72,963	385,042	5.3	62,180	85.2%
一般公衆浴場業	4,294	20,676	4.8	3,641	84.8%
宿泊業	59,654	759,677	12.7	38,656	64.8%
興行場	4,007	61,483	15.3	2,485	62.0%
食肉販売業	20,672	141,564	6.8	14,625	70.7%
飲食店	593,387	4,016,691	6.8	432,233	72.8%
喫茶店	77,026	350,801	4.6	64,192	83.3%
その他※	22,500	149,013	6.6	16,028	71.2%

※エステティック業、コインシャワー業、特殊浴場業など

生活衛生関係営業における強みと弱み（例）

	プラス面	マイナス面
内部環境	<p><強み></p> <ul style="list-style-type: none">○専門性（高付加価値）○対面販売（顔の見えるサービス）○地域密着、地域性○独自性、個性、個別性○顧客基盤、つながり○小回り、迅速性○温もり、人情	<p><弱み></p> <ul style="list-style-type: none">○小規模零細、経営基盤の脆弱性○経営者の高齢化、後継者の確保
外部環境	<p><機会></p> <ul style="list-style-type: none">○シニア層の増大○健康志向○安心・安全意識の高まり○ニーズの多様化	<p><脅威></p> <ul style="list-style-type: none">○大規模総合店舗の進出等による価格競争の激化○顧客の価格志向

競争軸の創出

高

付加価値

強みを発揮
(価格以外の
競争軸の創出)

全国的・均質的・中央集権的・
マニュアル的

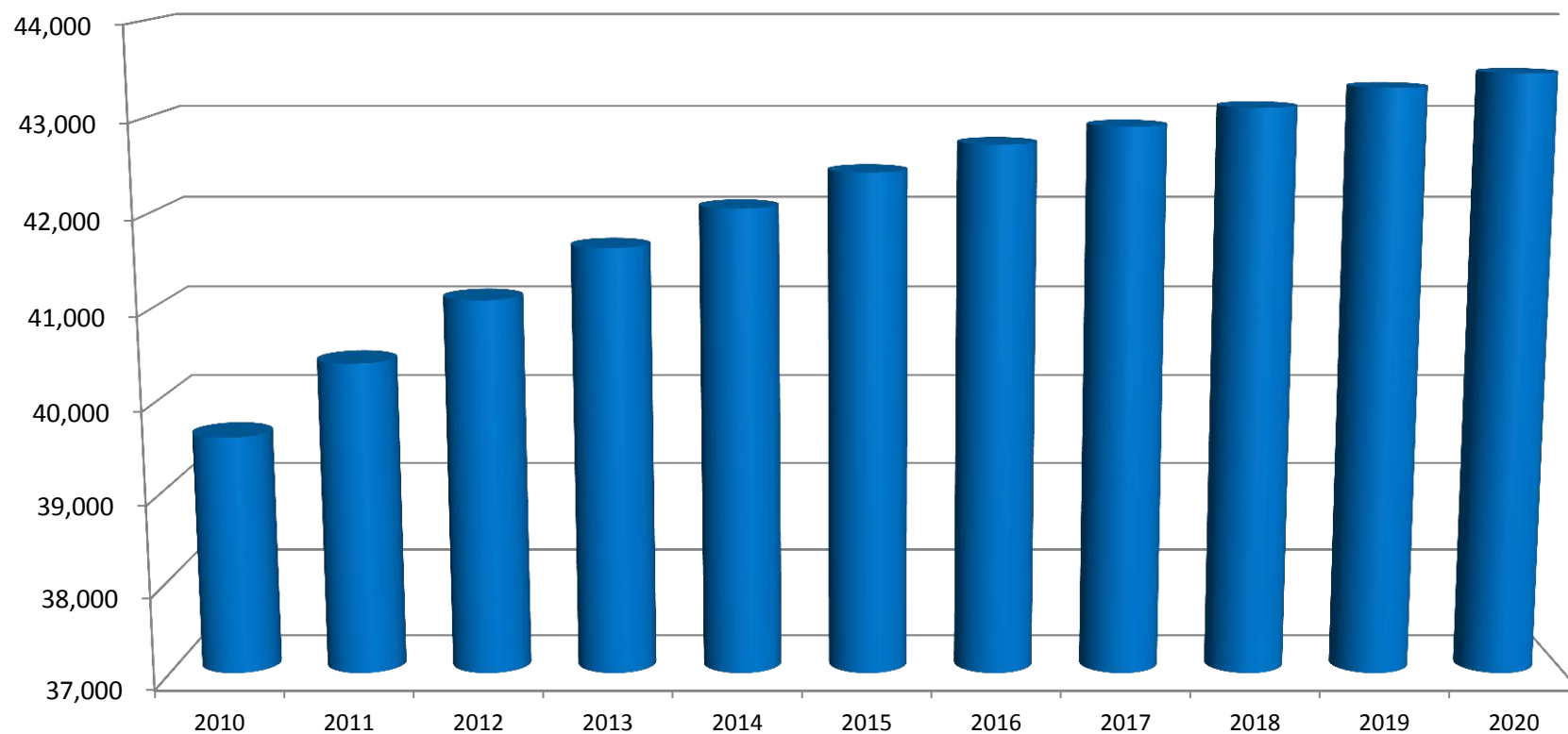
地域性・独自性・小回り・
個性・個別性・温もり

低

高齢者数の動向

60歳以上の高齢者は10年間で約400万人増加

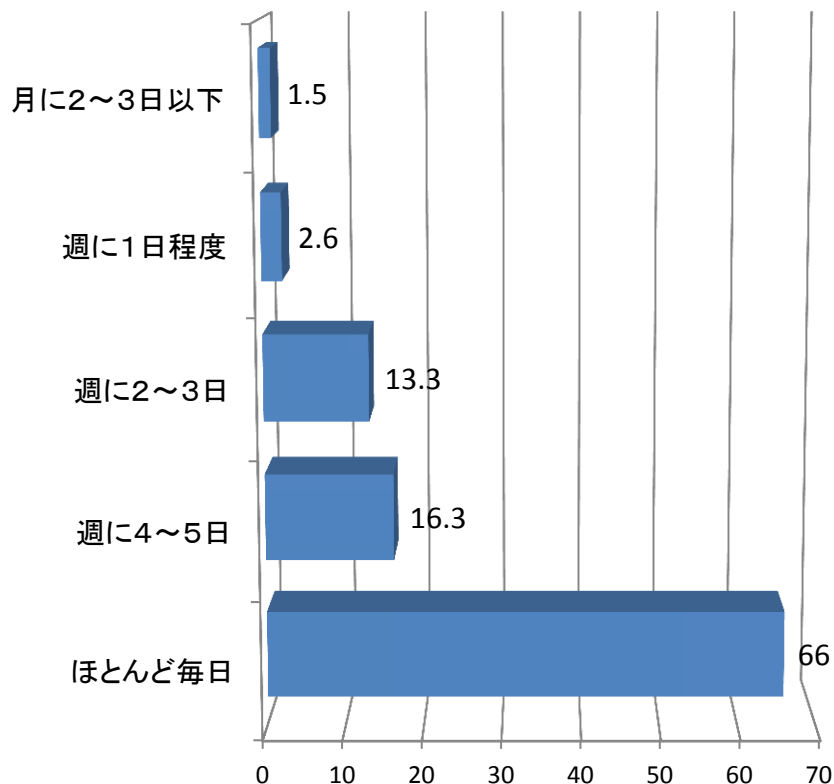
60歳以上人口



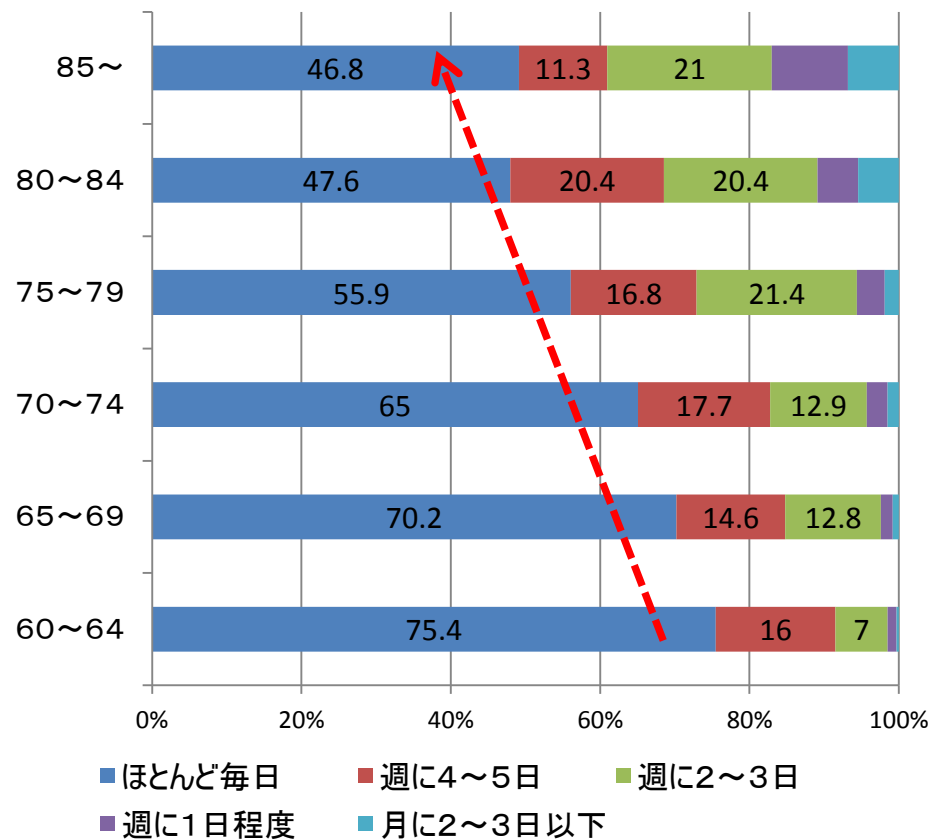
(出典) 社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)

高齢者の外出状況（1）

■ 外出の頻度

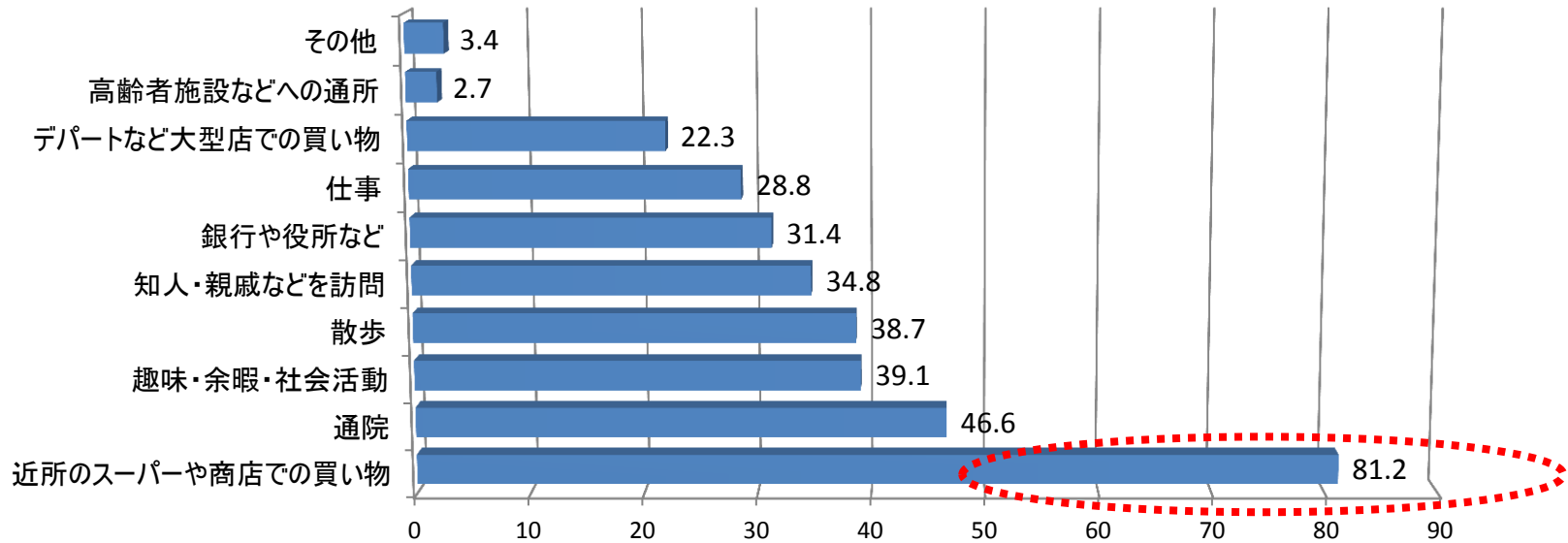


■ 年齢階層別の外出の頻度

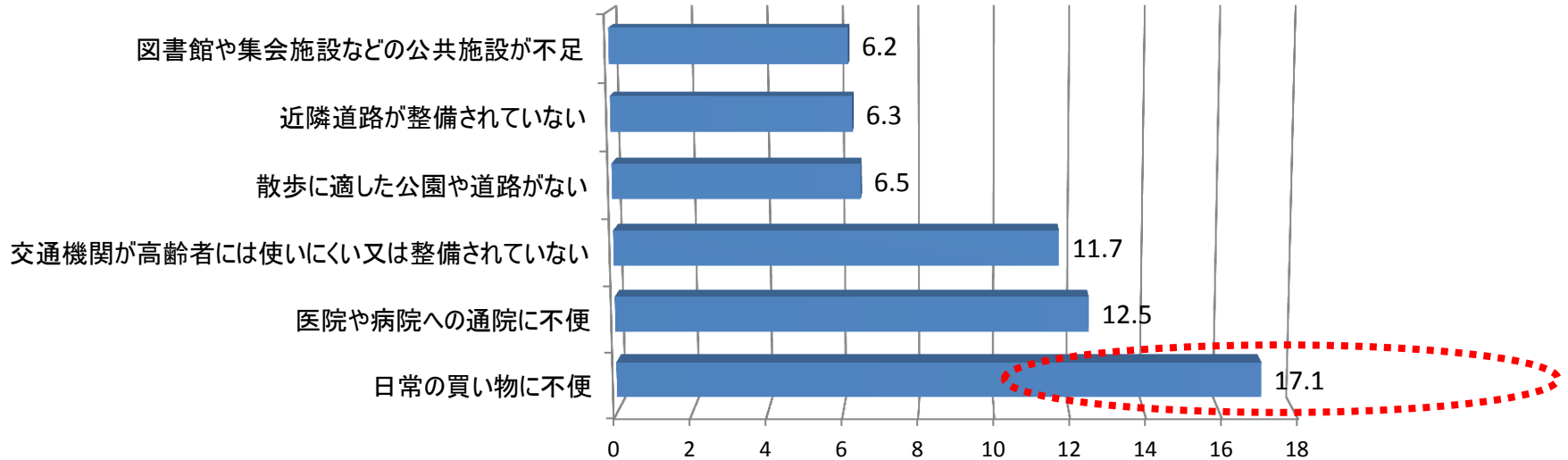


高齢者の外出状況（2）

よく出かける時（複数回答）



地域の不便な点（複数回答）



生活衛生関係営業と地域性

●生活衛生関係営業者

<中学校区当たりの平均事業所数>

- ・飲食店:54.9店、美容業:16.2店、理容業:10.3店、喫茶店:7.1店
- ・クリーニング業:6.7店、食肉販売業:1.9店、一般公衆浴場:0.4店

(出典)「平成21年度経済センサス」(総務省)

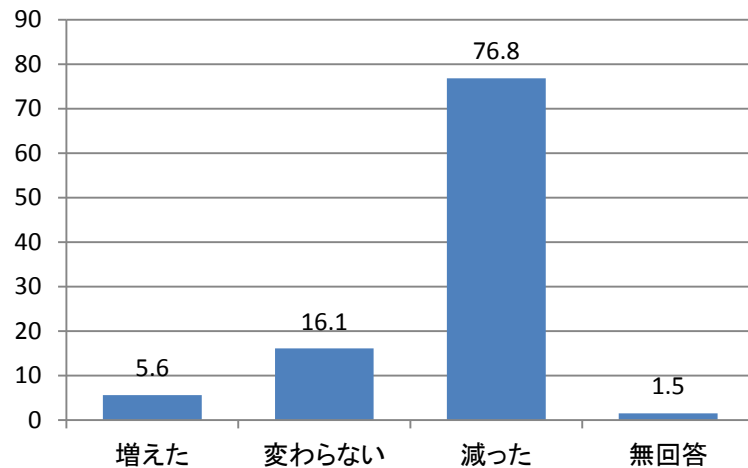
(参考)商店街

- ・中学校区当たりの箇所数:1.2ヶ所(商店街当たりの平均店舗数:51.7店)

●商店街数の推移

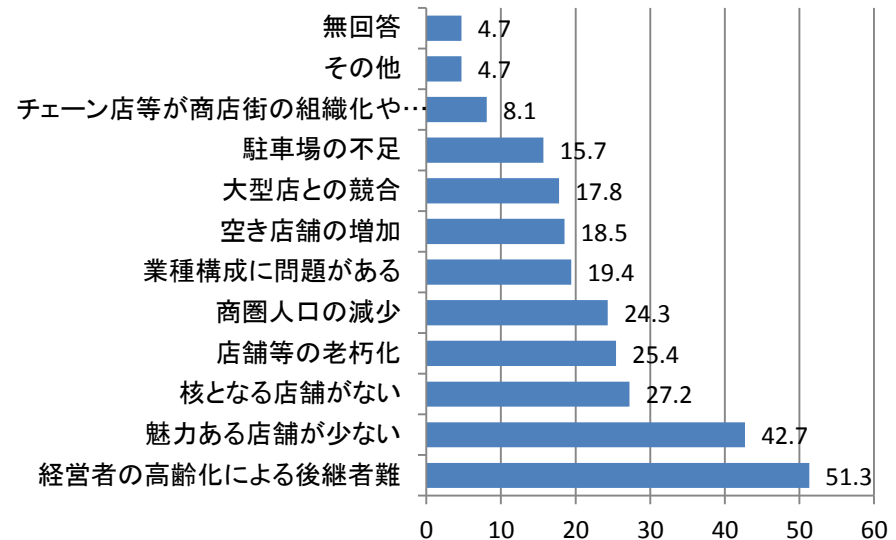
1997年:14,070ヶ所 → 2007年:12,568ヶ所 (10.7%減)

●最近3年間の商店街への来訪者数



(出典)「商店街実態調査報告書」(平成21年度)

●商店街の抱える問題点



高齢社会における生活衛生関係営業の貢献（イメージ）

（従来の要素） 健康増進の3要素

運動

健康入浴

栄養

カロリー表示
塩分表示
健康メニュー

休養

入浴
休養



（新要素）

心の健康・地域とのつながり

憩いの場
地域とのつながり

憩い、やすらぎ
相談
交流

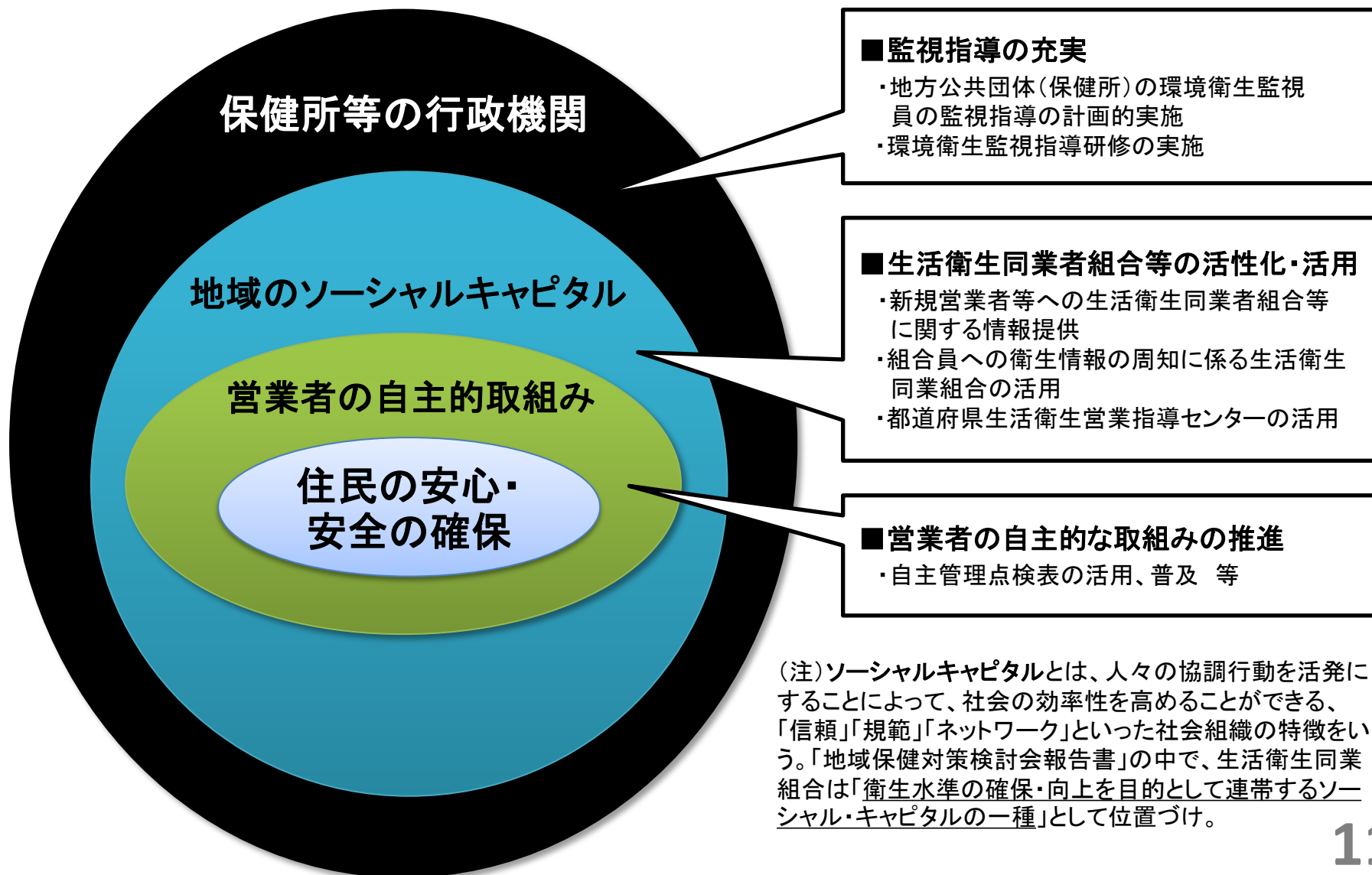
心身
リフレッシュ

おしゃれ、身だしなみ
心の若返り
心の潤い

生活衛生関係業者の
連携で地域活性化

- ★高齢者の健康づくり
- ★買い物弱者対策、外出促進
- ★シニア市場の多様なニーズへの対応

生活衛生関係営業に係る衛生水準の確保 ～住民の安心・安全の確保のための重層的な取組みの推進～



(注)ソーシャルキャピタルとは、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることができる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴をいう。「地域保健対策検討会報告書」の中で、生活衛生同業者組合は「衛生水準の確保・向上を目的として連帯するソーシャル・キャピタルの一種」として位置づけ。

生活衛生関係営業者に対する主な税制措置

アクション	税目	課税対象	根拠法令	個人	中小法人	税制上の優遇措置
事業を開始して以降	事業所税(目的税)	床面積、給与総額	地方税法 条例	○	○	減免(非課税:一般公衆浴場(サウナ等は除く))、資産割の1/2を軽減:ホテル・旅館等の施設の客室・食堂・広間等 免税点制度(資産割は事業所床面積1,000㎡以下、従業者割は従業者数100人以下の事業所は免除)
	所得税	所得	所得税法	○	—	小規模共済等掛金控除(掛金金額(最高年84万円)の所得控除)
	住民税		地方税法			
売上を計上した	消費税	国内で行う財貨・サービスの販売・提供等	消費税法	○	○	事業者免税点制度(課税売上高1,000万円以下の事業所は消費税の納税義務を免除)
	地方消費税					簡易課税制度(課税売上高5,000万円以下の事業者は選択によって仕入れに係る税額を簡単に計算できる制度)
家族従業員(専従者)に給与を払った	所得税	所得	所得税法	○	—	青色申告者は届出額までは全額必要経費算入 白色申告者は家族従業員1人につき50万円(配偶者は86万円)まで必要経費算入
	個人住民税		地方税法			
給与を増やした	所得税	所得	租税特別措置法	○	○	所得拡大税制(国内雇用者に対する給与等支給増加額について10%の税額控除) ※法人税額10%(中小企業等は20%)を限度
	法人税					
従業員を雇った	所得税	所得	所得税法	○	○	雇用促進税制(雇用保険一般被保険者の増加人数1人あたり40万円の税額控除)
	法人税		法人税法			
交際費を支出した	所得税	交際費	所得税法	○	△	専ら業務の遂行上直接必要と認められるものは全部必要経費算入(所得税) 交際費は全額損金不算入。ただし、中小法人は800万円までの交際費の全額損金算入可能。また、1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費に含まれず、損金算入可能。(法人税)
	法人税		租税特別措置法			
設備等を取付した	所得税・法人税	機械装置・器具備品等	租税特別措置法	○	○	中小企業投資促進税制及びグリーン投資減税(取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却)
			租税特別措置法	○	○	商業・サービス業・農林水産業活性化税制(取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却)
			租税特別措置法	○	○	少額減価償却資産の即時償却(30万円未満の償却資産を合計300万円まで全額必要経費算入)
			所得・法人令	○	○	10万円未満の償却資産は一括償却可能。20万円未満の償却資産は3年間で均等償却が可能
	法人税	共同利用施設	租税特別措置法	—	△	共同利用施設の特別償却(生活衛生同業組合等が設置した取得価額の6%の特別償却)
	所得税・法人税	公害防止施設	租税特別措置法	○	○	公害防止用設備の特別償却(300万円以上のドライクリーニング機の取得価額の8%の特別償却)
	固定資産税(償却資産)	公害防止施設	地方税	○	○	公害防止用設備の課税標準の特例(ドライクリーニング機の取得価額の1/2を課税標準)
固定資産税	土地、家屋	自治省課長通知	○	○	公衆浴場等の用に供する固定資産に係る措置(固定資産税の税額の2/3相当額を軽減)	
土地を譲渡した	所得税	土地等	租税特別措置法	○	○	中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、土地等の譲渡所得から1,500万円を特別控除(地域商店街活性化法関係)
	法人税					
利益を計上した	個人事業税	所得	地方税法	○	—	個人事業税の事業主控除(個人事業税の課税標準から290万円を控除) ※個人事業税については、青色申告特別控除65万円控除前の事業所得金額から事業主控除290万円を控除した金額に事業税率を乗じる
欠損金が生じた	法人税	所得	法人税法	○	○	欠損金の繰越控除制度(青色申告者は欠損事業年度の翌事業年度以後9年間控除可) 欠損金の繰越控除制度(青色申告者は、欠損年分の翌年以後3年間控除可) 欠損金の繰戻還付制度(当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税・所得税の還付可)
	所得税		所得税法			
	所得税・法人税		租税特別措置法			
帳簿・決算書を作成した	所得税	所得	租税特別措置法	○	—	青色申告特別控除(正規の簿記の原則(複式簿記)に基づいて申告する者に65万円の所得控除)
相続をした	相続税	相続・遺贈・死因贈与による財産	租税特別措置法	○	—	小規模宅地等の課税の特例(個人事業や居住用の特定の小規模宅地を相続により承継した場合に、特定事業用宅地等の面積400㎡(居宅は330㎡)までの部分について、課税対象となる評価額が80%減額される) ※平成27年1月1日以後の相続・遺贈については、居住用宅地と事業用宅地(不動産貸付を除く)の完全併用が可能

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書の提言への対応状況について

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書

平成25年度税制改正

交際費課税

法人が支出した交際費は本来損金であり、昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であること、欧米諸国との均衡に鑑み、本検討会としては、交際費課税の廃止について提言する。

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円(現行600万円)に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行10%)を廃止する。

共同利用施設の特別償却制度

今日においても、大手資本等による大規模な量販店やチェーンストア、コンビニエンスストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く経営環境は総じて厳しいことから、引き続き現行の政策税制としての役割を維持することが必要。

共同利用施設の特別償却制度の適用期限を2年延長する。

設備投資税制

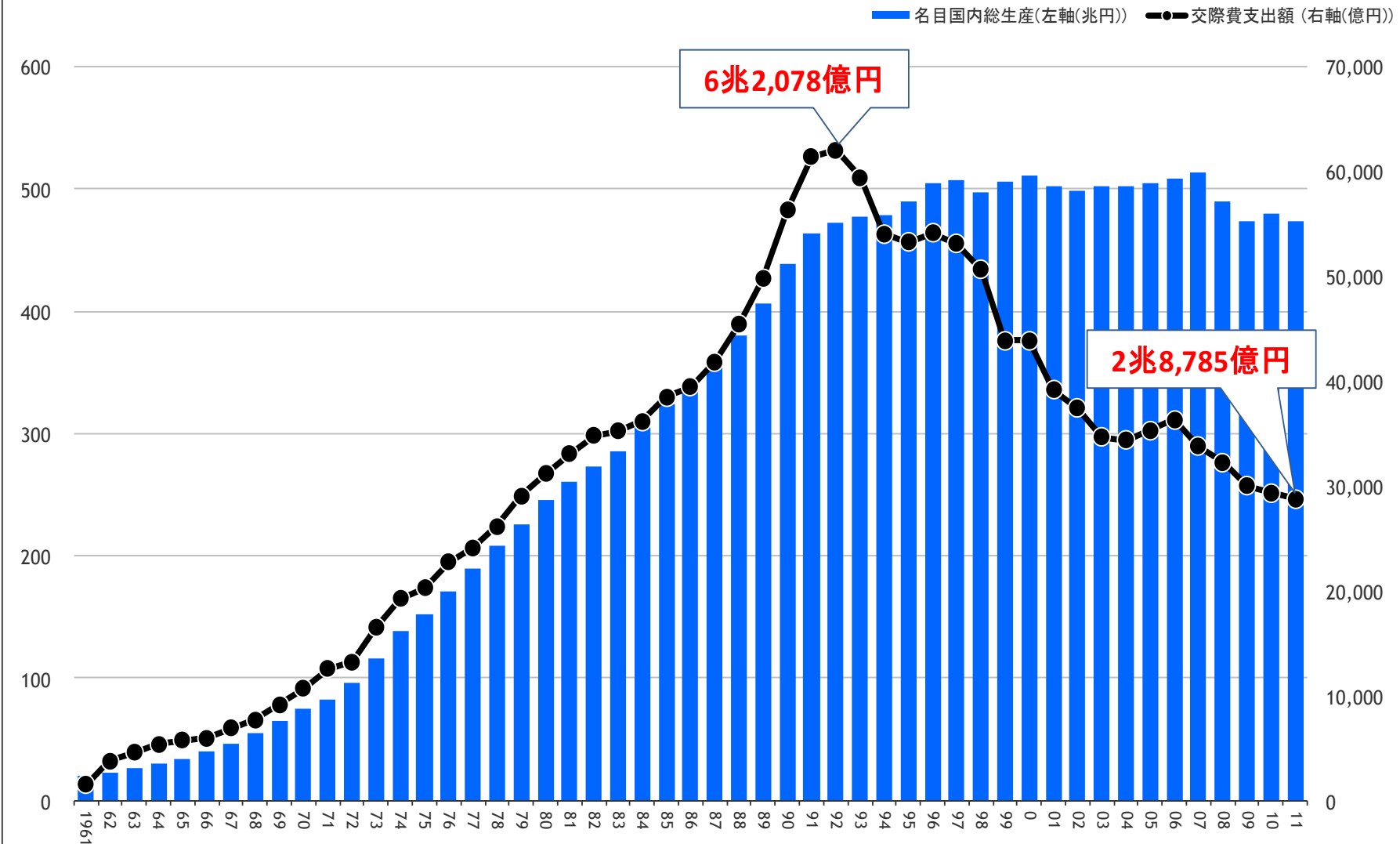
30万円以上から120万円未満(器具・備品の場合。機械・装置の場合160万円未満)の範囲の資産について、投資を促進する仕組みがない。この範囲の投資を促進する手段としては、少額減価償却資産の特例の対象資産価額を引き上げる、あるいは中小企業投資促進税制の対象資産価額を引き下げることが考えられるが、本検討会としては、新たな設備投資税制の創設を提言したい。

青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとする。

生活衛生関係営業と税制項目

- **需要創出**
 - ・ **交際費課税**
- **投資促進・事業活性化**
 - ・ **中小企業投資促進税制等**
- **消費税対応**

我が国の交際費支出額と名目GDPの推移



(出典) 国税庁「会社標本調査結果」、内閣府「国民経済計算確報」

我が国の現行の交際費課税制度

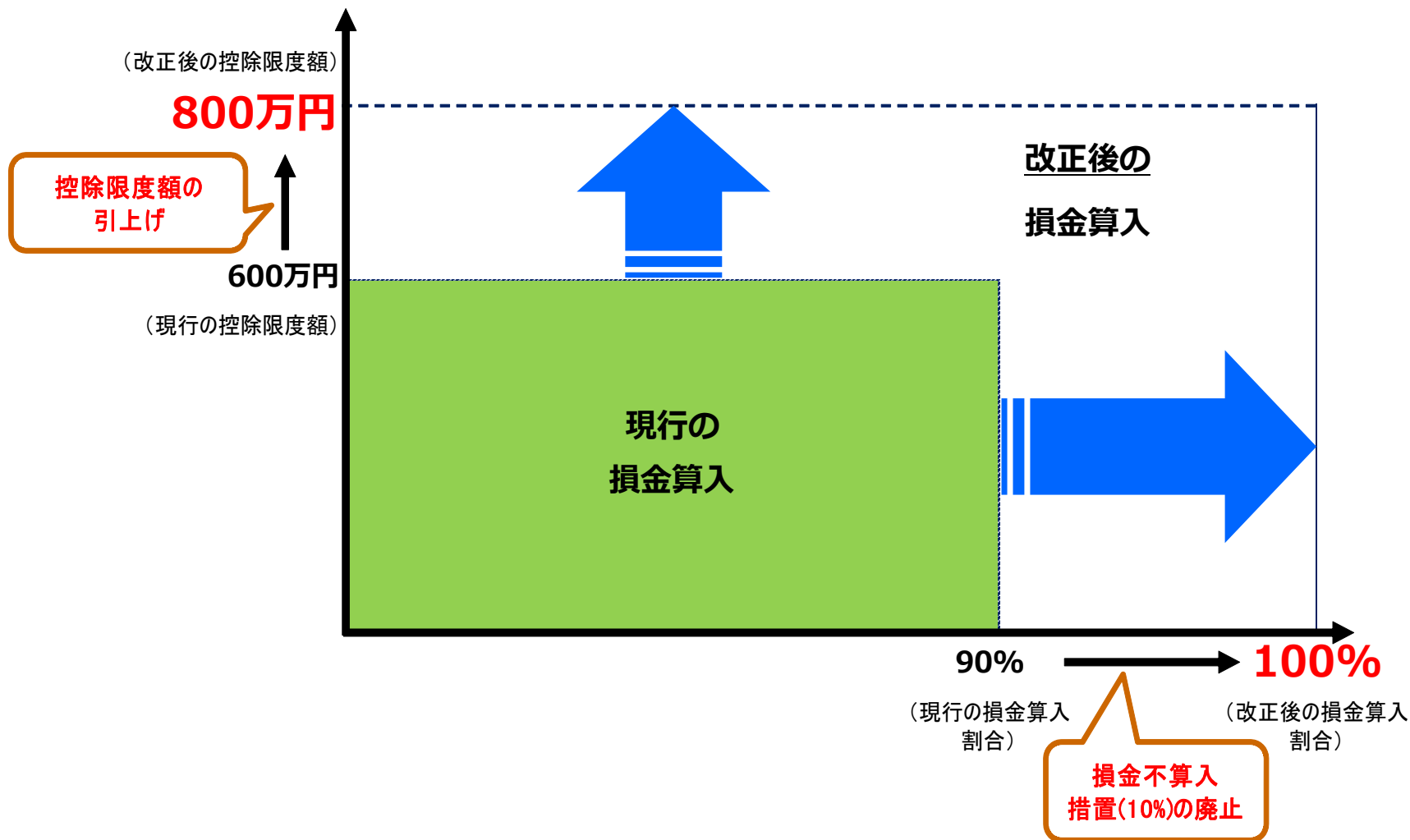
企業規模	損金算入できる 交際費の上限	計上方法
個人 企業	上限なし	交際費の 全額損金計上 できる
中小法人 (資本金1億円以下)	800万円	交際費の 全額損金計上 できる
大法人 (資本金1億円超)	—	損金計上 できない

(注1)「1人当たり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)」は一定の要件の下で交際費の範囲から除外される。

(注2)「社内飲食費」とは、専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費をいう。

交際費課税の見直し（平成25年度税制改正）

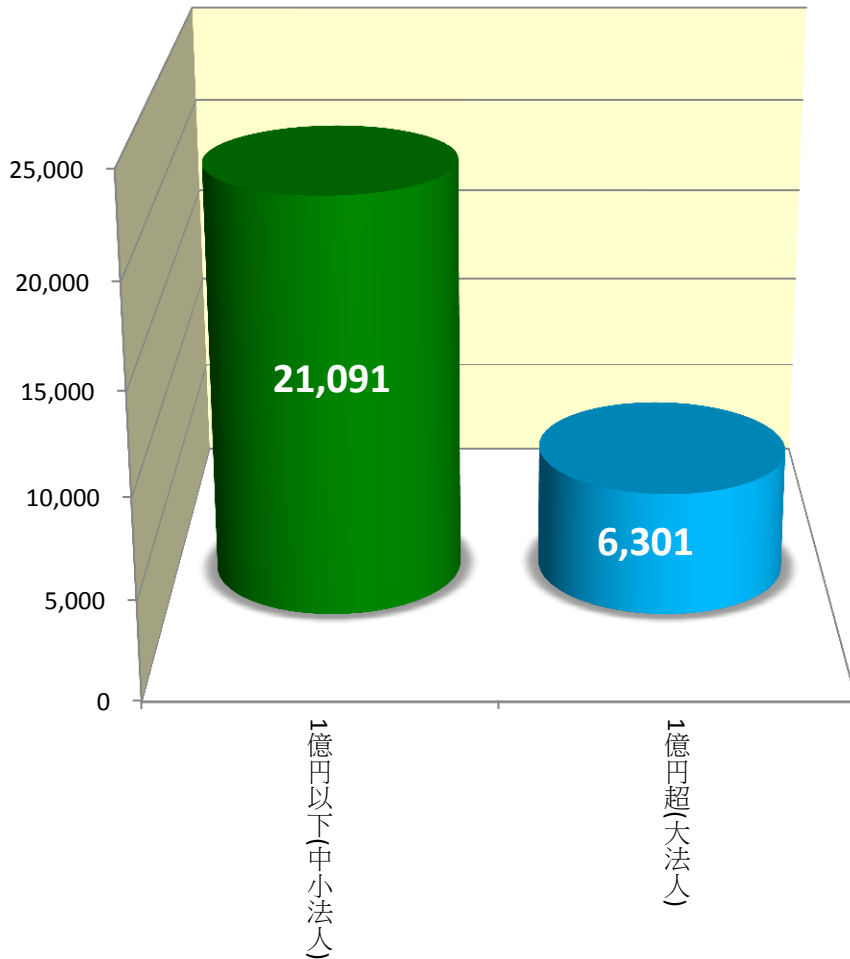
中小法人（資本金1億円以下）の交際費課税について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。



交際費支出の状況について（平成23年度）

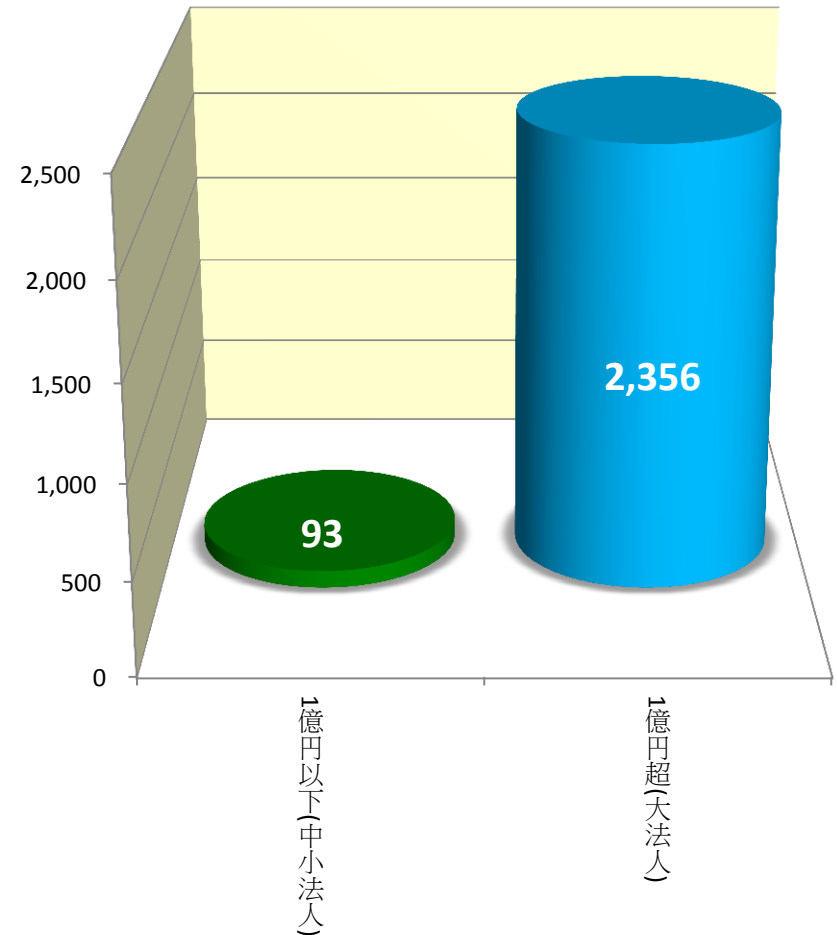
交際費支出額

(単位: 億円)

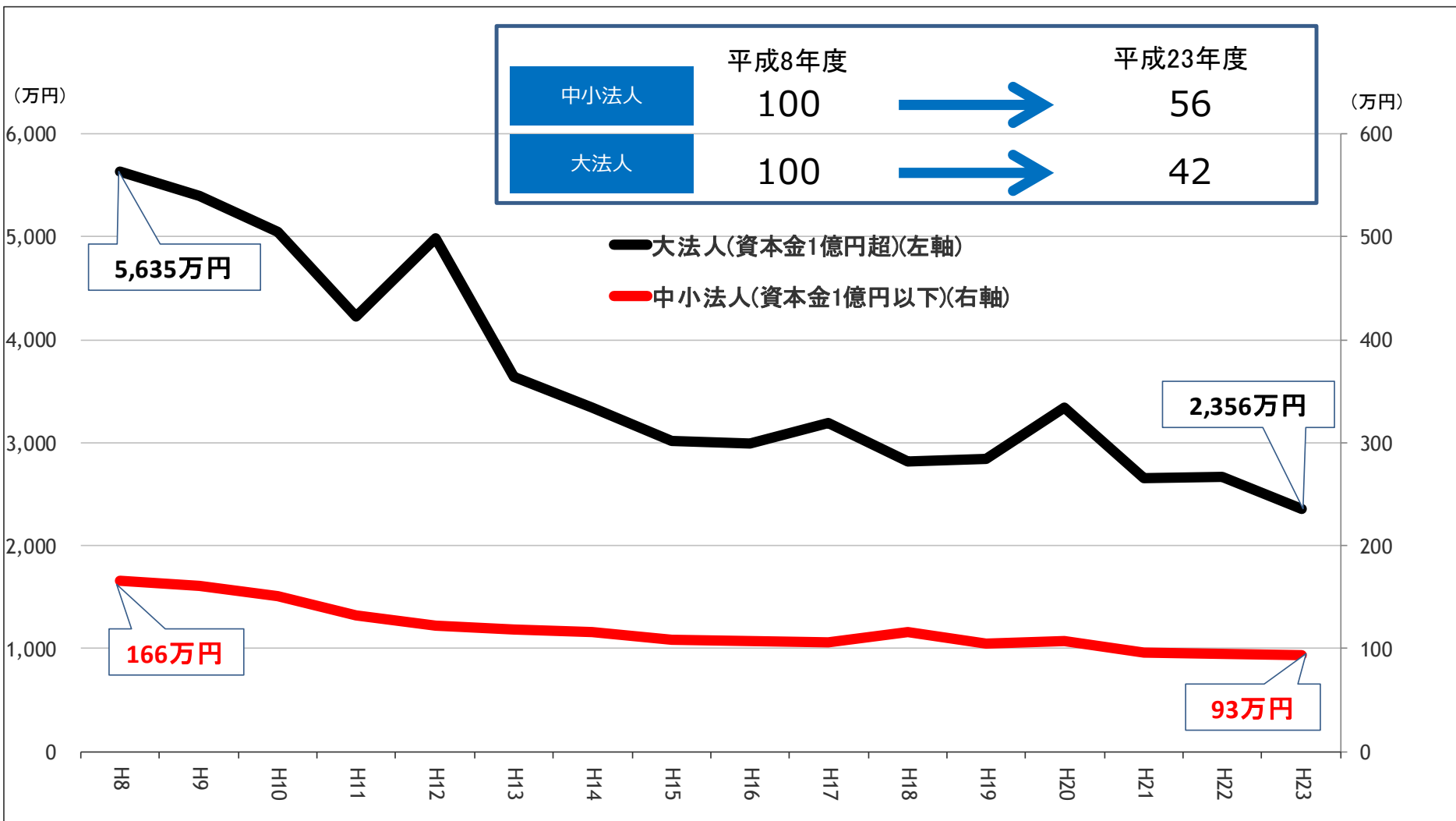


1法人当たり交際費支出額

(単位: 万円)

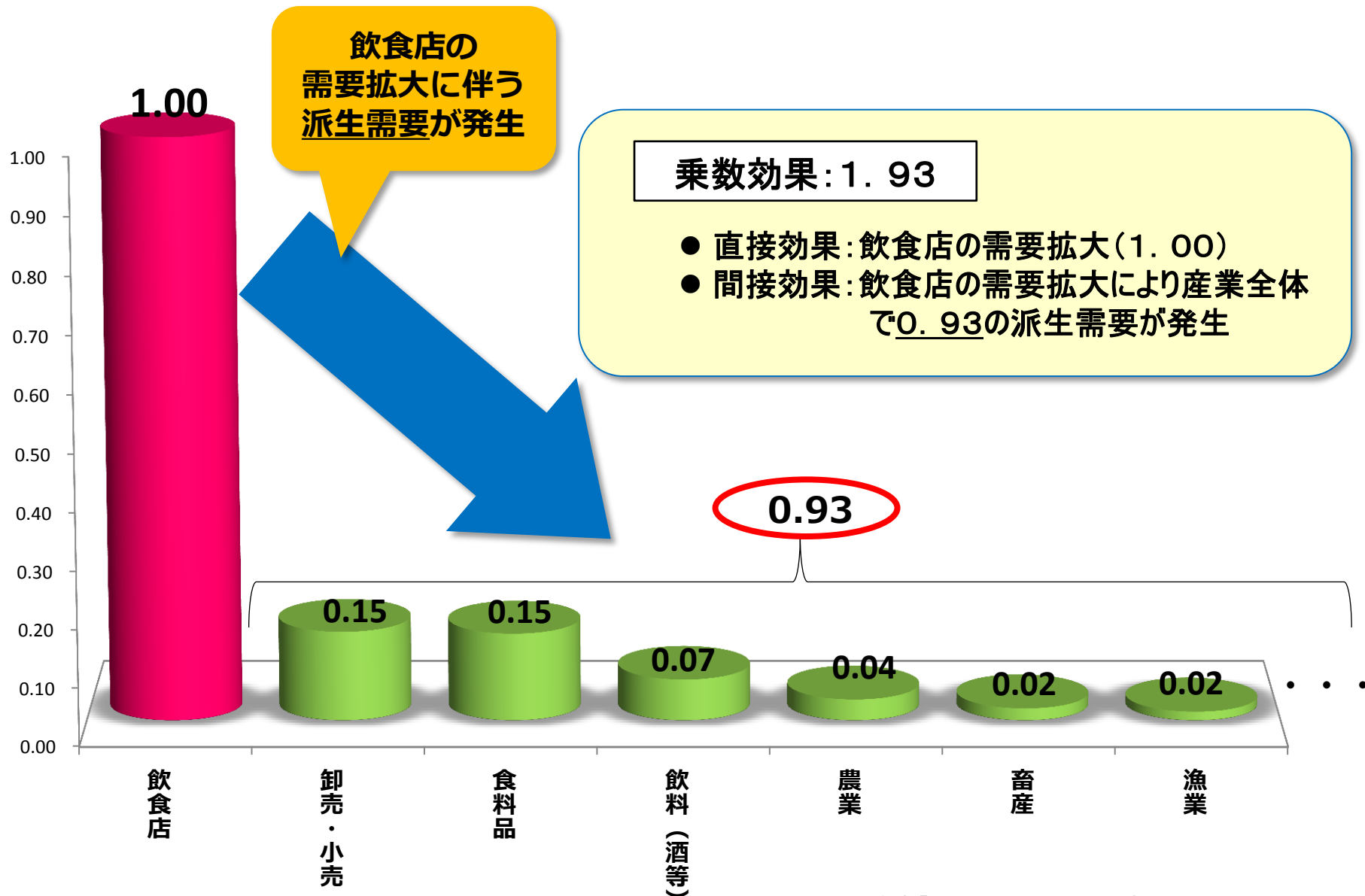


1法人当たり交際費支出額について (平成8年度～平成23年度)



(出典) 国税庁「会社標本調査結果」

飲食店における消費拡大によって期待される経済波及効果



(出典)総務省「平成17年(2005年)産業連関表」

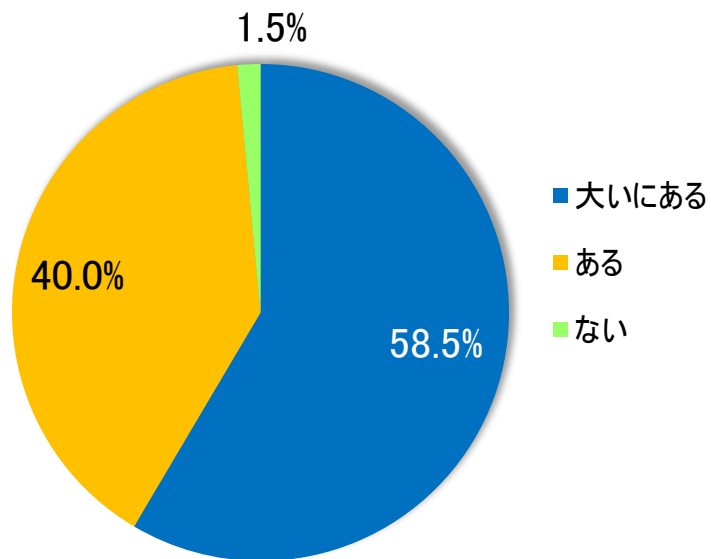
交際費に関する調査結果

－ 全国飲食業生活衛生同業組合連合会・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会調査 －

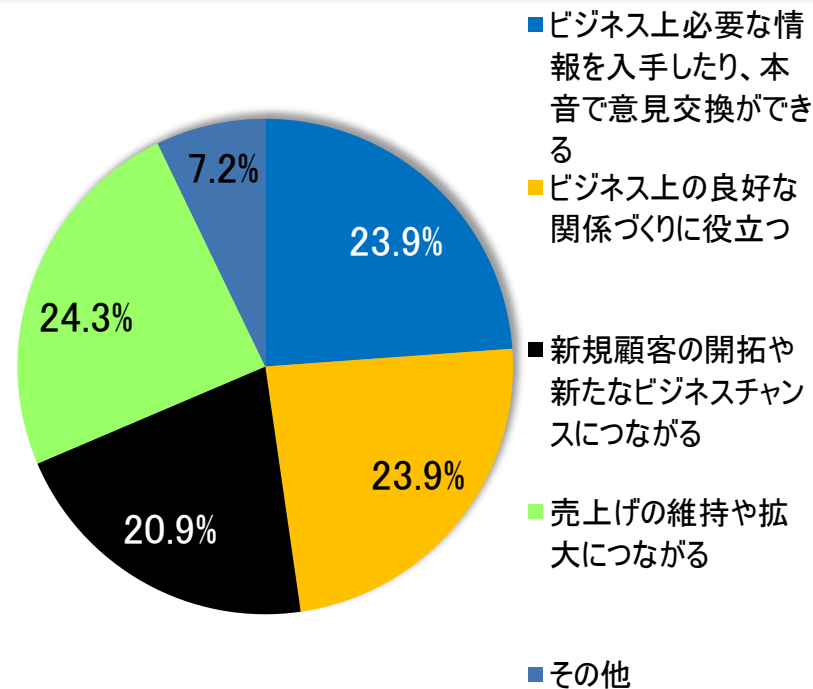
◇調査概要

- (1) 調査対象：東京都・愛知県・大阪府・広島県 (2) 回答者数：200人
(3) 実施時期：平成24年11月 (4) 調査：無記名アンケート

Q1 会社のビジネスにおける取引先等との接待交際の効果について質問したところ、次のような回答がありました。



Q2 Q1で「大いにある」「ある」と回答した者に対して、接待交際の効果の内容について質問したところ、次のような回答がありました（複数回答）。



平成25年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律） （抄）

附則

第百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、（中略）第三号（中略）に関連する税制上の措置については平成25年度中に、（中略）財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 二 （略）

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること

四 （略）

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。（適用期間は2年間）

●税制措置の対象者

- ・個人（常時使用する従業員が1000人以下）
- ・法人（資本金の額が1億円以下の法人（大規模法人の子会社を除く））等

●適用の要件

- ・経営革新等支援機関等（※）からの経営改善に関する指導及び助言を受けて器具備品及び建物附属設備の取得し、事業の用に供すること
（納税申告書に「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」を添付）

※経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、都道府県農業会議、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター

●対象

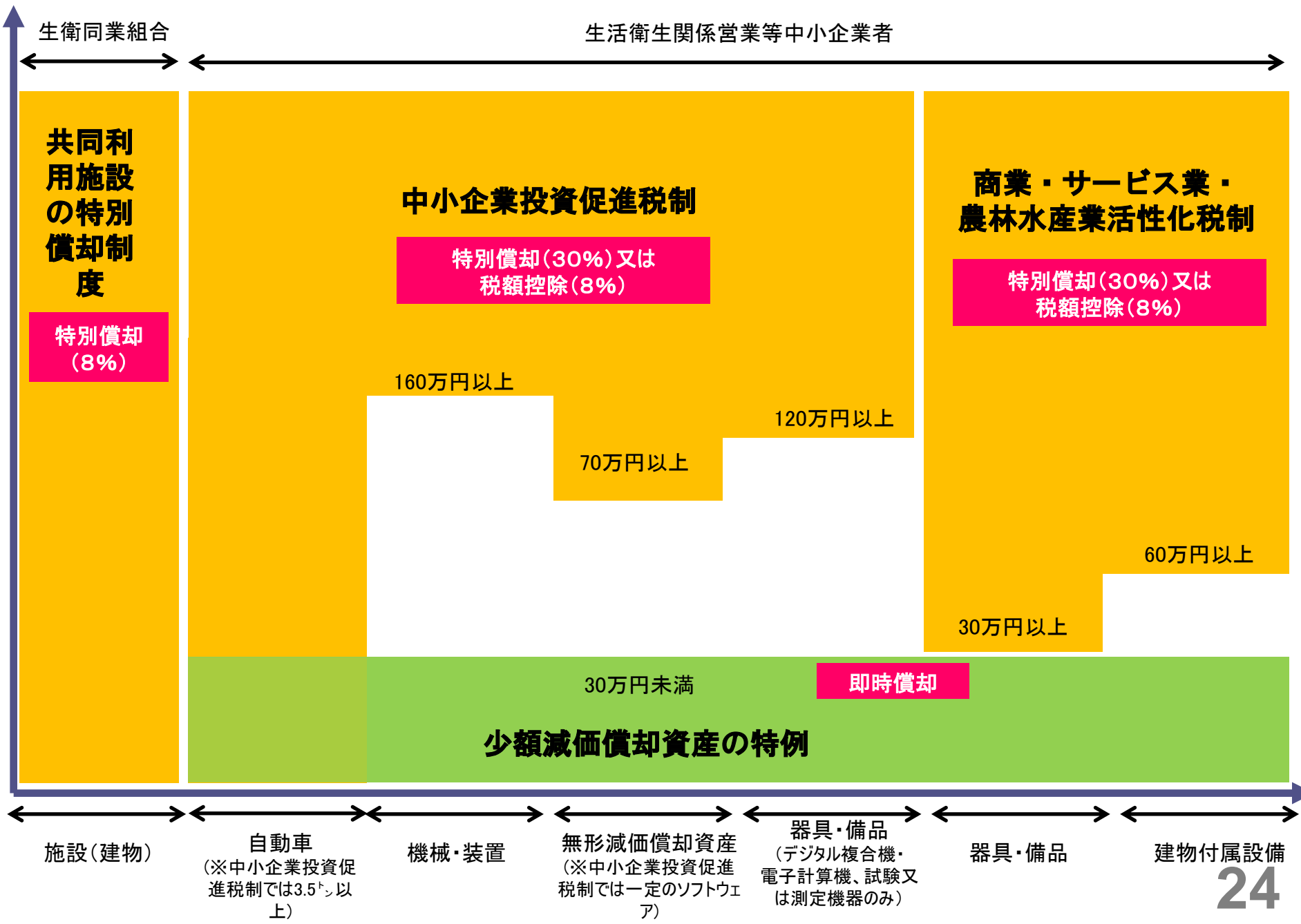
<器具及び備品（30万円以上）>

- ・家具、電気機器、ガス機器、家庭用品、事務機器、通信機器、看板 等

<建物附属設備（60万円以上）>

- ・電気設備、給排水又は衛生設備、ガス設備、冷房・暖房・通風・ボイラー設備 等

生活衛生関係営業者向けの主な設備投資税制 (イメージ図)



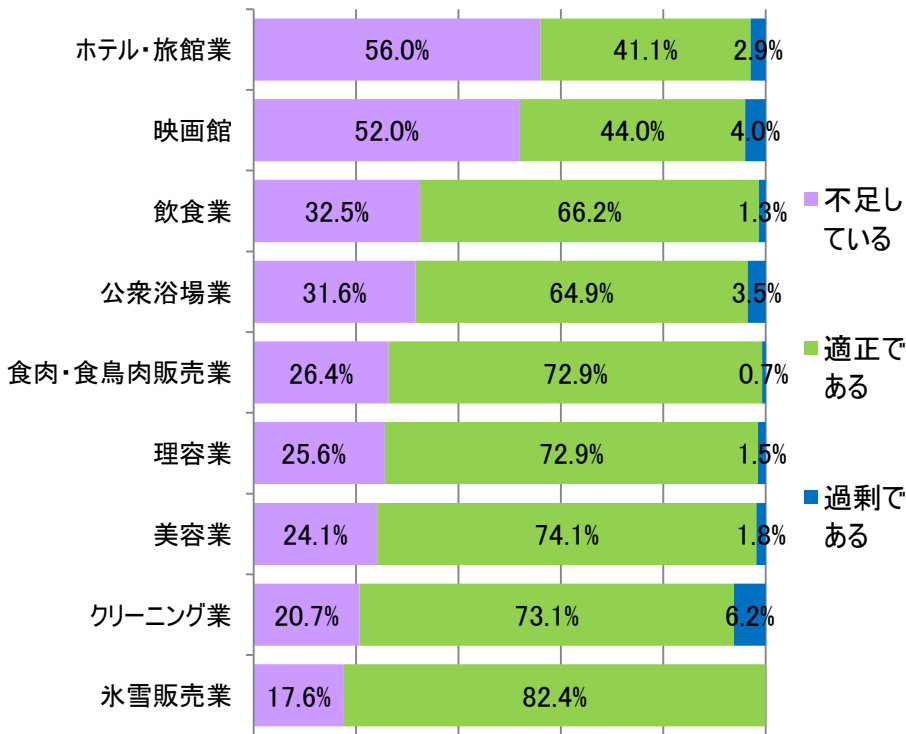
生活衛生関係営業の設備投資の現状①

設備の過不足感（生活衛生関係営業全体）

■ 不足している ■ 適正である ■ 過剰である



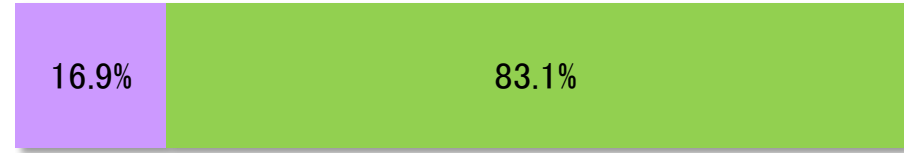
設備の過不足感（業種別）



設備投資の実施状況（生活衛生関係営業全体）

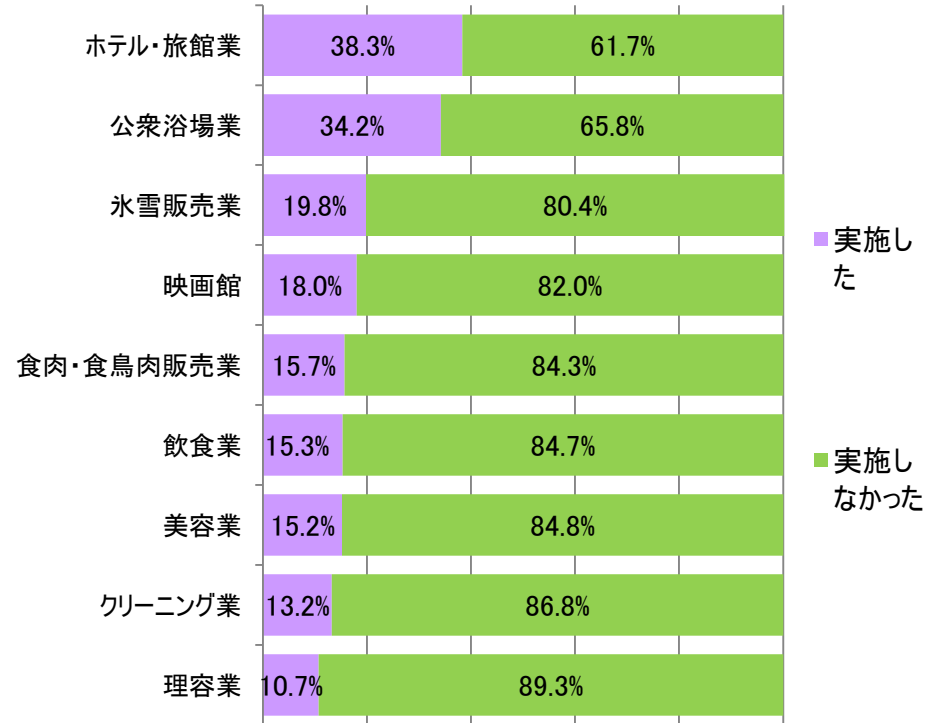
<2012年(1~12月)>

■ 実施した ■ 実施しなかった



設備投資の実施状況（業種別）

<2012年(1~12月)>



(出典) 株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査(2013年1~3月期)特別調査」

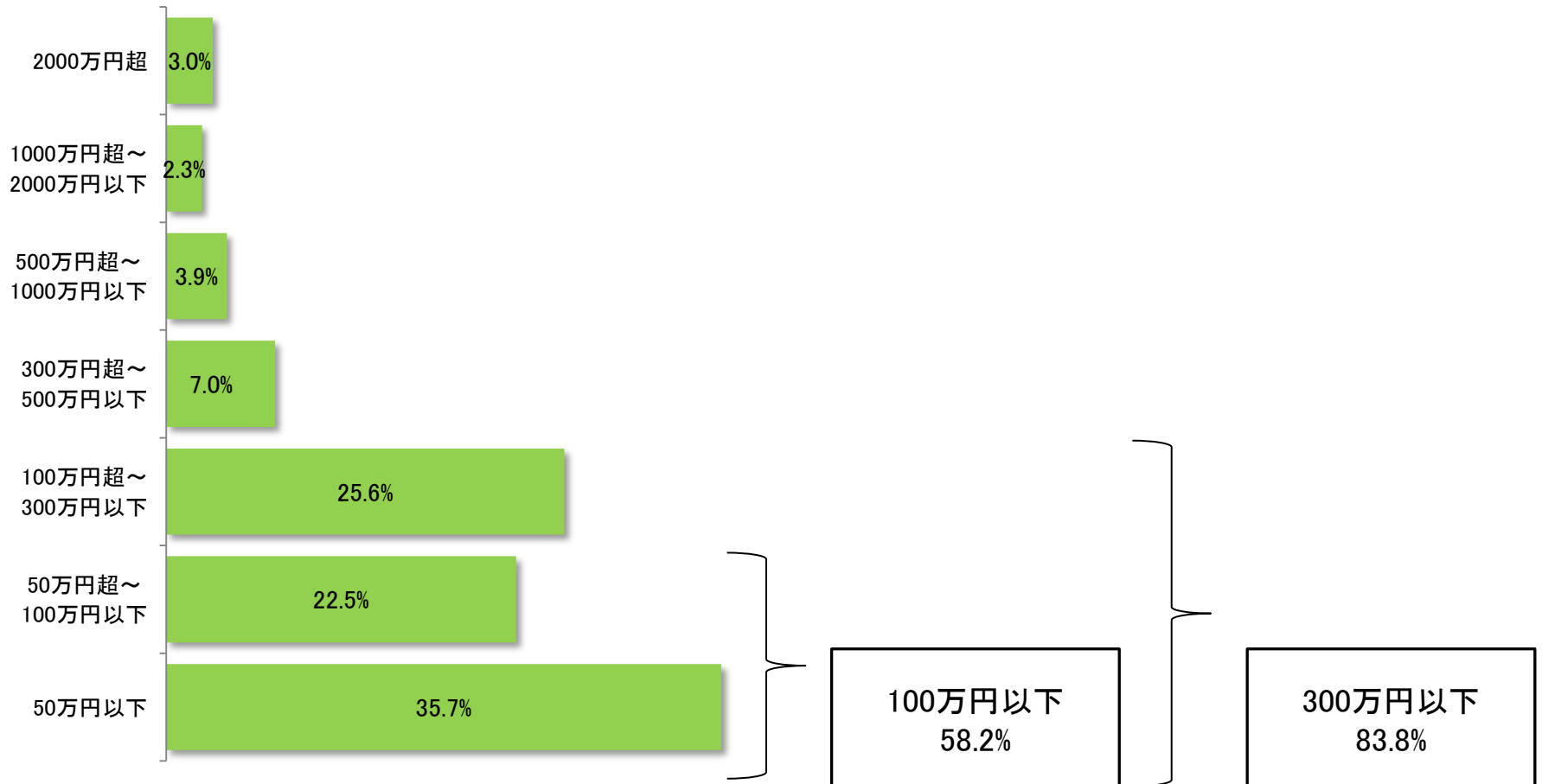
※調査時点: 2013年3月上旬、調査方法: 郵送調査、調査対象: 生活衛生関係営業3,234企業

生活衛生関係営業の設備投資の現状②

設備投資の金額（生活衛生関係営業全体）

<2012年(1～12月)>

○2012年に実施した設備投資の金額(1～12月の総額)は、「50万円以下」が35.7%と最も高く、次いで「100万円超300万円以下」25.6%、「50万円超100万円以下」22.5%となっている



(出典)株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査(2013年1～3月期)特別調査」

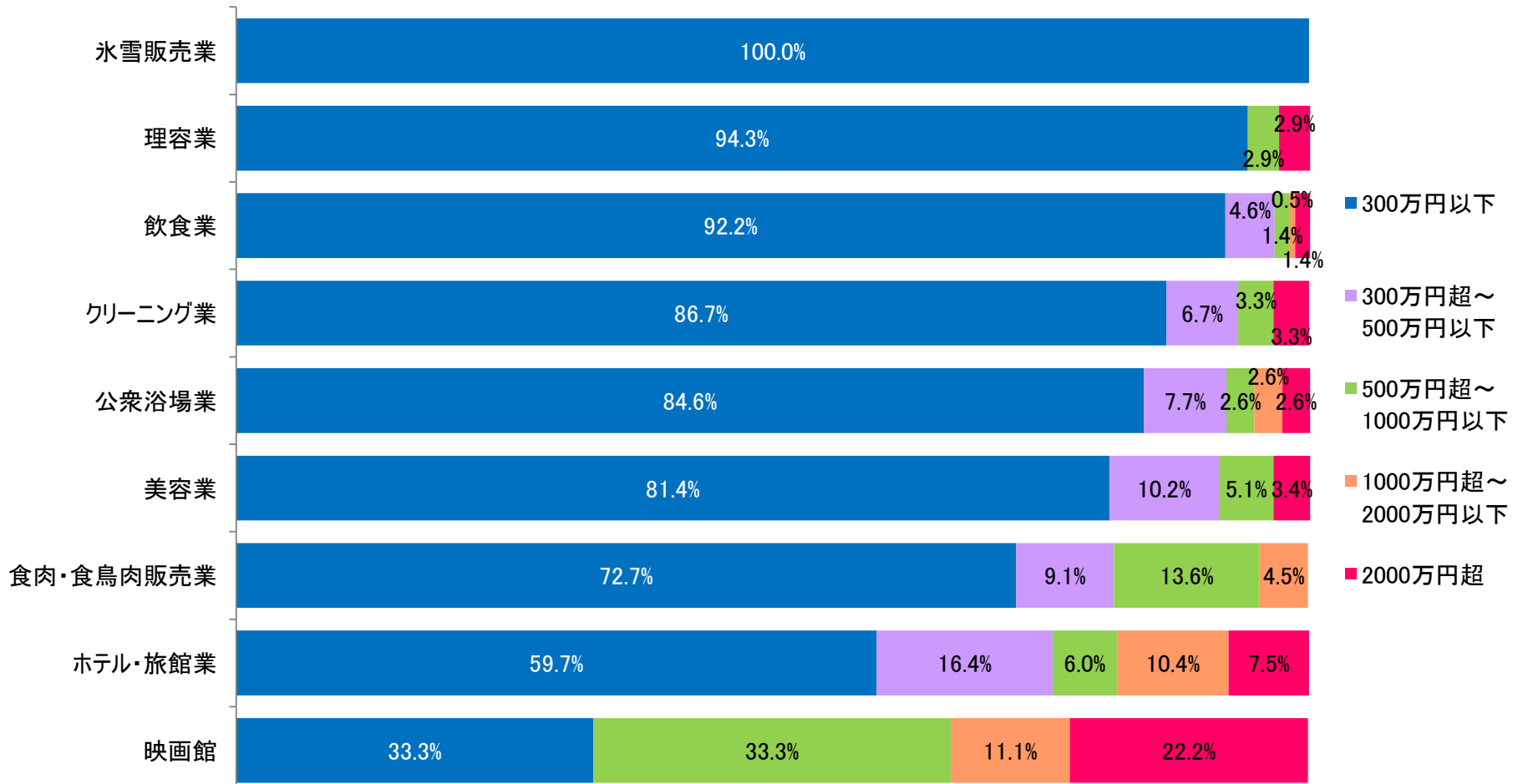
※調査時点:2013年3月上旬、調査方法:郵送調査、調査対象:生活衛生関係営業3,234企業

生活衛生関係営業の設備投資の現状③

設備投資の金額（業種別）

<2012年(1～12月)>

○2012年に実施した設備投資の金額(1～12月の総額)は、「2,000万円超」の割合は、映画館が22.2%と最も高く、次いで、「ホテル・旅館業」7.5%、「美容業」3.4%となっている。



(出典) 株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査(2013年1～3月期)特別調査」

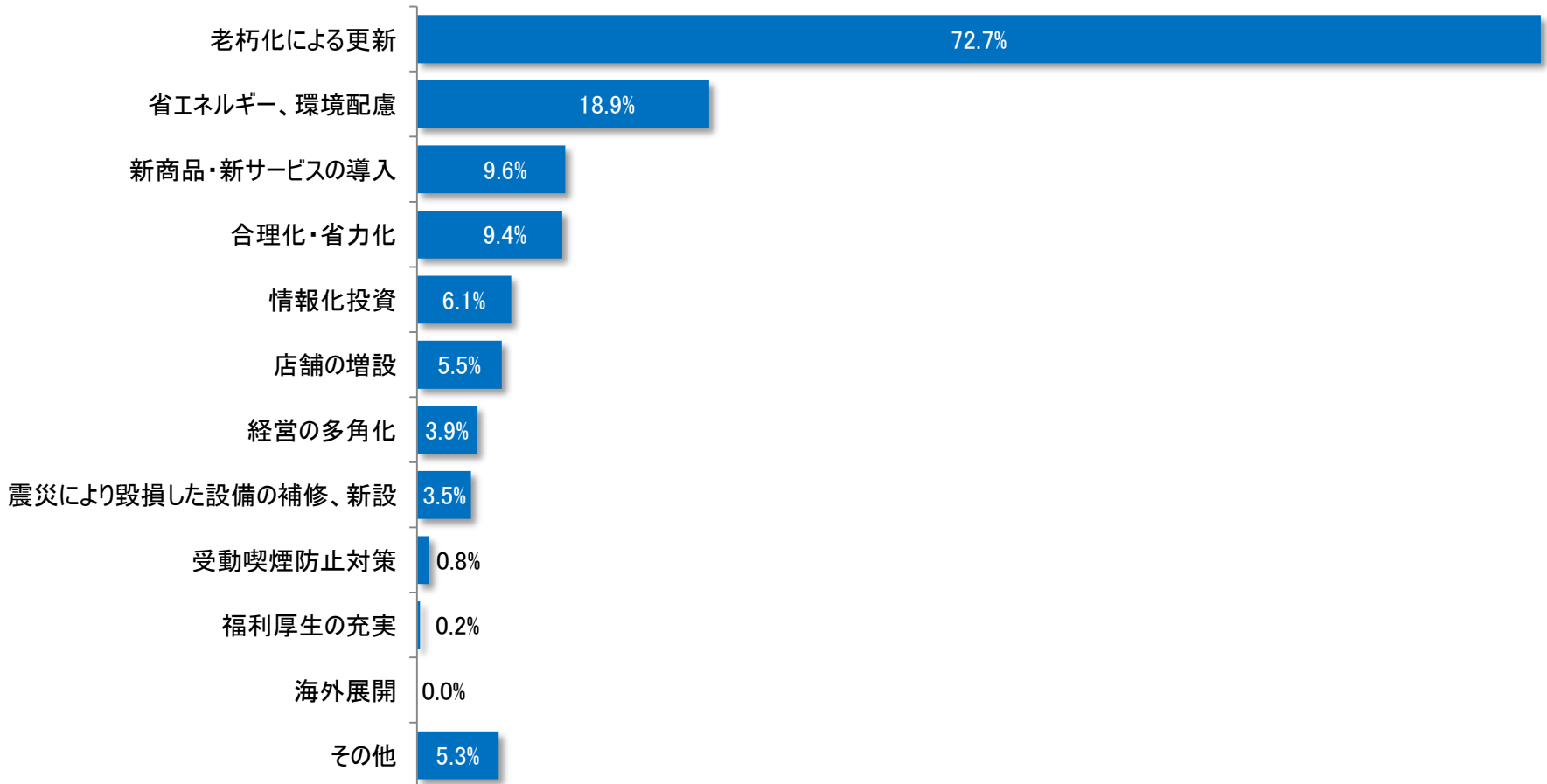
※調査時点: 2013年3月上旬、調査方法: 郵送調査、調査対象: 生活衛生関係営業3,234企業

生活衛生関係営業の設備投資の現状④

設備投資の目的（生活衛生関係営業全体）

<2012年(1～12月)>

○2012年に実施した設備投資の目的は、「老朽化による更新」が72.7%と最も高く、次いで、「省エネルギー、環境配慮」18.9%、「新商品・新サービスの導入」9.6%となっている



(出典)株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査(2013年1～3月期)特別調査」

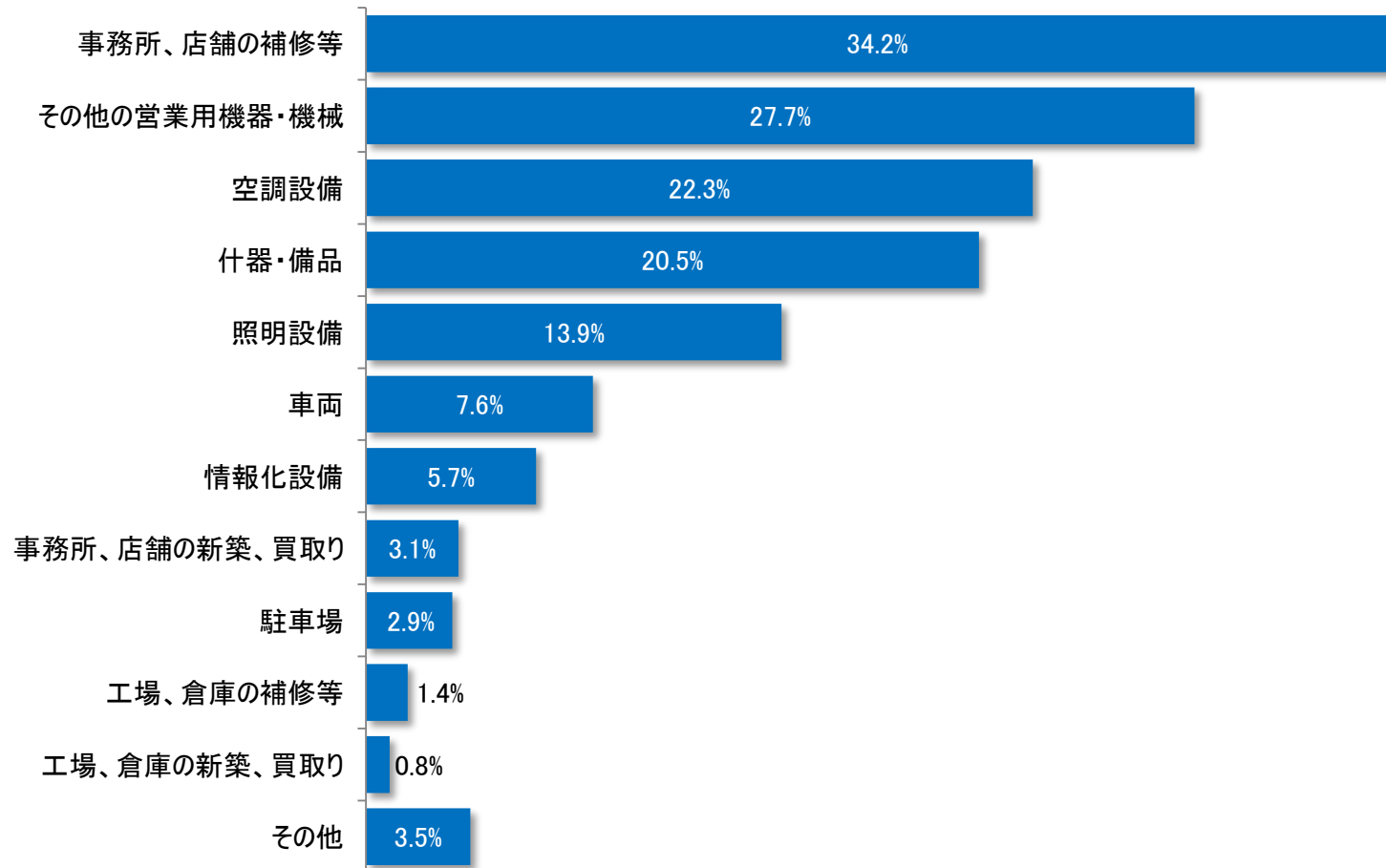
※調査時点:2013年3月上旬、調査方法:郵送調査、調査対象:生活衛生関係営業3,234企業

生活衛生関係営業の設備投資の現状⑤

設備投資の内容（生活衛生関係営業全体）

<2012年(1～12月)>

○2012年に実施した設備投資の内容は、「事務所、店舗の補修、増改築、改装」が34.2%と最も高く、次いで、「その他の営業用機器・機械」27.7%、「空調設備」22.3%となっている



(出典)株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査(2013年1～3月期)特別調査」

※調査時点:2013年3月上旬、調査方法:郵送調査、調査対象:生活衛生関係営業3,234企業